

第75回 定時株主総会 招集ご通知

日	時	2024年9月25日(水曜日) 午前10時 [受付開始 午前9時30分]				
場	所	愛知県豊明市栄町大脇7番地 当社本社5階会議室				
決議	事項					
第 1 号	号議案	取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件				
第 2 号	号議案	監査等委員である取締役3名選任の件				
第3号	号議案	取締役(監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の 割当てのための報酬決定の件				
第4号	号議案	取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う 打切り支給の件				
第5名	号議案	退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件				
目	次					
第75[回定時构	‡主総会招集ご通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
議決権行使のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
株主絲	会参考	書類 •••••				
ᆂᄴᆧ	7 <i>/</i>					



株主各位

愛知県豊明市栄町大脇7番地

笹徳印刷株式会社

代表取締役社長 杉山 昌樹

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.sasatoku.co.jp/IR/meeting/



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「笹徳印刷」又は「コード」に当社証券コード「3958」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月24日(火曜日)午後5時10分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

1.日 時	2024年9月25日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)						
2.場 所	愛知県豊明市栄町大脇7番地 当社 本社5階会議室						
3.目的事項	報告事項						
	(1) 第75期(2023年7月1日から2024年6月30日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容						
	並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件						
	(2) 第75期(2023年7月1日から2024年6月30日まで)計算書類の内容報告の件						
	決議事項						
	第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件						
	第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件						
	第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式						
	の割当てのための報酬決定の件						
	第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件						
	第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件						

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する 書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査して おります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨と修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。





株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会 開催日時 2024年9月25日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)

- ●インターネットによる議決権行使と書面(郵送)による議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる 議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- ●インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとさせていただきます。
- ●書面の郵送により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。



□ インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法(スマート行使)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく簡単に 議決権行使ができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って ください。



2 スマート行使トップ画面が 表示されます。



3 以降、画面の案内に従って 賛否をご入力ください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を ご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力 ください。



4 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で 操作方法などがご不明な場合の お問い合わせ先 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

電話番号 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時~午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の監督機能強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

ずぎゃま たかしげ 杉山 卓繁(1949年10月7日生)

再任



所有する当社 株式の数 185,427株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 トヨタ自動車販売株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 1978年12月 笹徳印刷工業株式会社(現 笹徳印刷株式会社) 取締役(非常勤)

1985年 2月 当社入社 取締役 総務部長

1990年 9月 常務取締役

1996年 9月 常務取締役 東京支社長 1998年 9月 代表取締役社長 2015年 9月 代表取締役会長(現任)

(取締役候補者とした理由)

杉山卓繁氏は、当社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。 業務執行の監督を行い、コーポレート・ガバナンスを強化するには同氏が適任であると判断し、引き続き取締役候補者として おります。

候補者番号2

杉山 曽樹(1960年3月25日生)

再任



所有する当社 株式の数 177.853株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 山崎製パン株式会社入社

1993年 2月 当社入社

 2002年 9月
 取締役 生産本部長

 2004年 4月
 取締役 関東工場長

2013年 9月 常務取締役 プリプレス及び製造統括

2014年 7月 常務取締役 製造統括 海外事業本部長 2015年 9月 取締役社長 全社統括 海外事業本部長

2019年 7月 取締役社長 社長執行役員

2020年 9月 代表取締役社長 社長執行役員 全社統括(現任)

(取締役候補者とした理由)

杉山昌樹氏は、当社の製造部門を統括し、当社の製造力強化を推進するとともに海外事業本部長として海外への販路拡大、 収益力強化を推進してまいりました。また2015年より当社の取締役社長を務め、当社の企業価値向上の責を負って おります。当社のさらなる成長・発展を実現するうえで同氏が適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

加藤 功(1963年12月25日生)

新任



所有する当社 株式の数 5,933株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 3月 笹徳印刷工業株式会社(現 笹徳印刷株式会社)入社

2016年 7月 第一営業本部長

2019年 7月 執行役員 第一営業本部長

 2020年 7月
 執行役員 第三営業本部長

 2022年 7月
 常務執行役員 本社営業統括

2023年 7月 常務執行役員 本社販売統括 世徳印刷科技(無錫)有限公司 董事長

2024年 7月 常務執行役員 販売統括 本社販売統括 世徳印刷科技(無錫)有限公司 董事長(現任)

(重要な兼職の状況)

世徳印刷科技(無錫)有限公司 董事長

(取締役候補者とした理由)

加藤功氏は、当社において、長年にわたり営業部門の要職を務め、国内外の営業に関する豊富な経験と知識と実績をもって営業力の強化に貢献し、当社の業績向上を牽引しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号4

今**尾** 義忠(1965年6月25日生)

新任



所有する当社 株式の数 5,934株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 3月 笹徳印刷工業株式会社(現 笹徳印刷株式会社)入社

2013年 9月 品質保証本部長 2016年 7月 生産本部長 2018年 7月 FFS本部長

2023年 7月 執行役員 生産·FFS統括 生産本部長

2024年 7月 執行役員 製造統括 海外事業本部長(現任)

(取締役候補者とした理由)

今尾義忠氏は、当社において品質保証部門、生産管理部門に従事し、的確な品質保証体制を構築するとともに、生産性の向上を牽引しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

天野 利通(1962年3月12日生)

新任



所有する当社 株式の数 535株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 アイカ工業株式会社入社

2009年 1月 同社 総務部長

2010年 6月 同社 総務人事部長

2015年 6月 同社 執行役員人事部長

2016年 4月 同社 執行役員総務部担当 人事部長

2022年 6月 当社入社

2023年 7月 執行役員 広報·IR(特命担当)

2024年 7月 執行役員 管理統括 管理本部長 広報·IR室長(現任)

(取締役候補者とした理由)

天野利通氏は、上場企業で長年にわたり管理部門の要職に従事し、豊富な経験及び幅広い見識を有しております。2022年に当社に入社後は、管理部門の強化に努め上場会社としての体制づくりに尽力しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号6

友添 雅道(1954年3月25日生)

再 任

社外

独立



所有する当社 株式の数 一 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 トヨタ自動車販売株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社

2011年 4月 トヨタ自動車株式会社 専務役員

2012年 6月 株式会社トヨタモーターセールス&マーケティング 代表取締役社長

2015年 6月 中部国際空港株式会社 代表取締役社長

2019年 6月 株式会社豊田自動織機 社外監査役(現任)

2019年 6月 ダイハツ工業株式会社 社外監査役

2019年 6月 株式会社ノリタケカンパニーリミテド[現 ノリタケ株式会社] 社外取締役

2020年 3月 ホシザキ株式会社 社外取締役(現任)

2020年 9月 当社 社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社豊田自動織機 社外監査役

ホシザキ株式会社 社外取締役

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

友添雅直氏は、長年にわたる企業経営者としての経歴を有しております。企業経営に関する豊富な経験とグローバルな 見識を活かし、取締役会の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的観点からの助言をいただく等、社外取締役としての 職務を適切に執行いただいております。引き続き、同氏に社外取締役として当社の経営を監督いただくことが最適であると 判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年と なります。

山田 雄一郎(1982年6月11日生)

新任

社 外

独立



所有する当社 株式の数 一 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年12月 新日本監査法人〔現 EY新日本有限責任監査法人〕入所

2009年 7月 公認会計士 登録

2020年 8月 株式会社トリプルアイズ入社

2020年 9月 同社 執行役員CFO

2020年11月 同社 取締役CFO 経営戦略本部(現 管理本部)副管掌

2021年 3月 同社 代表取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社トリプルアイズ 代表取締役

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

山田雄一郎氏は、株式会社トリプルアイズの代表取締役として企業経営やAI等に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの経験・知識に基づく客観的な観点から、当社のDX推進及び企業経営全般の助言をしていただくことが期待できることから、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 友添雅直氏、山田雄一郎氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、友添雅直氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、友添雅直氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、山田雄一郎氏は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 取締役候補者の所有する当社株式の数は2024年6月30日現在の状況を記載しております。なお、再任予定の取締役候補者の所有する当社株式の数には役員持株会を通じて保有する持分を、新任取締役候補者の所有する当社株式の数には従業員持株会を通じて保有する持分を、それぞれ含め記載しております。
 - 5. 当社は、友添雅直氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結して おり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額となっております。同氏の再任が承認された 場合は、当該契約を継続する予定であります。また、山田雄一郎氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する 予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることになります。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
 - 7. 友添雅直氏が社外監査役を兼務しております株式会社豊田自動織機において、2023年3月に、同社が製造した産業車両用エンジンの国内認証に関する法規違反の事実が判明し、さらに特別委員会による調査により、新たに一部の自動車用エンジンの法規違反が明らかになりましたが、同氏は、同社の社外監査役として平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後は原因究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、その職責を適切に果たしております。また、同氏が社外監査役を兼務しておりましたダイハツ工業株式会社において、2023年4月に、同社が開発した海外市場向け車両の側面衝突試験の認証申請における不正行為の事実が判明し、同社は2024年1月に国土交通省から是正命令及び行政処分(型式指定取消)を受けるとともに、消費者庁から公益通報者保護法に基づく指導書を受領しております。同氏は、同社の社外監査役として平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の判明後は原因究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、その職責を適切に果たしております。
 - 8. 山田雄一郎氏は、当社代表取締役会長杉山卓繁氏の三親等の親族であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の 選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

* はら よしかこ **箭原 良彦**(1959年7月1日生)

新任



所有する当社 株式の数 21.040株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 3月 笹徳印刷工業株式会社[現 笹徳印刷株式会社]入社

2009年 7月 販売促進本部長

 2014年 9月
 執行役員 販売促進本部長

 2019年 7月
 常務執行役員 本社営業統括

 2022年 7月
 執行役員 調達管理室長

 2024年 7月
 執行役員 特命担当(現任)

(監査等委員である取締役候補者とした理由)

箭原良彦氏は、当社の営業部門を中心に当社の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験を活かし、当社の監査等委員である取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断し、候補者としております。

候補者番号2

しば た かずのり 柴田 和範(1956年6月22日生)

再 任

社外

独立



所有する当社 株式の数 10.339株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 3月 公認会計士 登録

1986年 4月 公認会計士柴田和範会計事務所開設

1992年 6月 株式会社柴田会計設立 代表取締役社長

1999年 7月 当社顧問税理士

2002年 6月 VTホールディングス株式会社 社外監査役

2007年 9月 当社 社外監査役

2016年 6月 日本公認会計士協会東海会 会長

2020年 6月サン電子株式会社 社外取締役(監査等委員)2021年 4月北辰税理士法人 CEO・パートナー(現任)

2023年 4月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)

2024年 6月 VTホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況)

北辰税理士法人 CEO・パートナー

VTホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

柴田和範氏は、社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として活躍しており、財務及び会計上の専門的な知見から、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人物であります。当社グループの企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化するにあたり、同氏が持つ専門知識と豊富な経験にもとづいた監査、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年5ヶ月となります。

村瀬 桃子 (1966年4月12日生)

再 任

社 外

独立



所有する当社 株式の数 一 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 弁護士登録 齋藤勉法律事務所(現 本町シティ法律事務所)入所

2004年 1月 村瀬・矢崎綜合法律事務所〔現 ひのき綜合法律事務所〕 パートナー(現任)

2013年 4月 中部弁護士会連合会 理事 2015年 4月 愛知県弁護士会 副会長

2019年 4月 - 愛和宗弁護工云 8 2019年 9月 - 当社 社外監査役

2020年 6月 株式会社コメ兵(現株式会社コメ兵ホールディングス) 社外取締役

2021年 4月 日本弁護士連合会 理事

2021年 6月 株式会社コメ兵ホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任)

2021年 6月 VTホールディングス株式会社 社外取締役

2023年 4月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)

2024年 6月 中部電力株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況)

ひのき綜合法律事務所 パートナー

株式会社コメ兵ホールディングス 社外取締役(監査等委員)

中部電力株式会社 社外取締役(監査等委員)

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

村瀬桃子氏は、社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として活躍しており、法令やコンプライアンス等の専門的な知見から、会社業務の全般にわたって経営を監視する立場に適した人物であります。当社グループの企業価値向上に向けたガバナンス機能を強化するにあたり、同氏が持つ専門知識と豊富な経験にもとづいた監査、監督等を期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年5ヶ月となります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 柴田和範氏、村瀬桃子氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、柴田和範氏、村瀬桃子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出て おります。なお、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 4. 監査等委員である取締役候補者の所有する当社株式の数は、2024年6月30日現在の状況を記載しております。なお、新任監査等委員である 取締役候補者の所有する当社株式の数には、従業員持株会を通じて保有する持分を含め、記載しております。
 - 5. 当社は、柴田和範氏、村瀬桃子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定 契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める最低責任限度額となっております。両氏が 再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険 契約では、被保険者が会社の職務執行(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、 被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることになります。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに 起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由が あります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は 次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役の専門性は以下のとおりであります。

役職	氏 名	企業経営	営業・マー ケティング	製造•技術• 研究開発	財務•会計	法務・リスク マネジメント	人事労務• 人財育成	グローバル	IT•DX
代表取締役会長	杉山 卓繁	0	0		0		0	0	0
代表取締役社長 社長執行役員	杉山 昌樹	0	0	0			0	0	
取締役 常務執行役員	加藤 功		0					0	
取締役執行役員	今尾 義忠			0				0	
取締役執行役員	天野利通				0	0	0		0
取締役(社外)	友添 雅直	0	0			0		0	
取締役(社外)	山田 雄一郎	0			0		0		0
取締役 監査等委員	箭原 良彦		0			0			
取締役 監査等委員(社外)	柴田 和範				0		0		
取締役 監査等委員(社外)	村瀬 桃子					0	0		

上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、各氏が有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2023年9月29日開催の第74回定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)とご承認いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名(うち社外取締役1名)でありますが、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名(うち社外取締役2名)となり、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年75,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、 当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結する ことを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1)譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した直後の時点までの間(以下、「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない(以下、「譲渡制限」という。)。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間(以下、「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」という。)において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとする。

(3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、対象取締役が退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、①当該対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、正当な理由以外の理由により、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本株主総会において本制度の導入をご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度の導入を検討する予定です。

第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、第3号議案「取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が 原案どおり承認可決されることを条件として、取締役に対する退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止する ことを決議いたしました。

つきましては、第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、引き続き在任する取締役(社外取締役を除く。)2名に対し、本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で取締役に対する退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

本議案の内容は、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打切り支給は相当であると判断しております。

なお、支給の時期は各氏の取締役退任時とし、その具体的な金額及び支給の方法等につきましては、取締役会に ご一任願いたいと存じます。

取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴		
	1978年12月	取締役(非常勤)	
	1985年 2月	取締役	
杉 山 卓 繁	1990年 9月	常務取締役	
	1998年 9月	代表取締役社長	
	2015年 9月	代表取締役会長(現任)	
	2002年 9月	取締役	
杉山目掛	2013年 9月	常務取締役	
杉山昌樹	2015年 9月	取締役社長	
	2020年 9月	代表取締役社長(現任)	

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の岩元隆久氏、伊藤幸氏、丹羽尊士氏及び監査等委員である取締役の朝比奈史朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び支給の方法等は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)在任期間中は取締役会に、監査役在任期間中及び監査等委員である取締役在任期間中は監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

なお、退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金は、 当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であると判断しております。

退職慰労金支給の対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の略歴は、次のとおりであります。

氏 名		略歷
	2011年 9月	取締役
岩元隆久	2016年 9月	常務取締役
	2019年 7月	取締役(現任)
伊藤幸	2017年 9月	取締役(現任)
丹羽尊士	2021年 9月	取締役(現任)

退職慰労金支給の対象となる監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歴		
	2009年 9月	取締役	
朝比奈史朗	2014年 9月	常務取締役	
朔 比 宗 史 胡	2018年 9月	常勤監査役	
	2023年 4月	取締役常勤監査等委員(現任)	

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化に伴う個人消費の持ち直しや、インバウンド需要の回復などから、景気は緩やかな回復基調で推移する一方、不安定な世界情勢や円安の長期化による原材料価格やエネルギー価格の高騰などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

印刷業界におきましては、デジタルシフトによる紙媒体の需要縮小や、競争の激化、価格の低迷という構図が 長期化し、厳しい経営環境が続いておりますが、パッケージング分野においては、人流の拡大も寄与し堅調な需要が 続いております。また、広報活動や販売促進活動が回復傾向にあることから、イベント関連の需要も徐々に回復基調と なっております。

このような環境下において当社グループでは、2026年中期経営計画として『「コミュニケーション」と「包む」技術で、お客さまと新しい感動を創り、未来へつなげる』を掲げ、最適な環境未来パッケージの開発やデジタルを活用した新たなコンテンツにより事業構造改革を進めるとともに、引き続き「発想から発送までのワンストップソリューション」を推進して、企業価値を高める取り組みを進めてまいりました。

商品分野別の業績の概況は次のとおりであります。

パッケージング分野の売上高は、インバウンド需要の回復による食品関係の堅調な需要をとらえたことや、テーマパーク向けのフルフィルメントサービスの好調などにより、85億33百万円(前期比4.8%増)となりました。

コミュニケーション分野の売上高は、カタログや出版・生活用品関係の需要が伸び悩み、44億19百万円(前期比9.8%減)となりました。

以上の結果、売上高は129億53百万円(前期比0.7%減)、営業利益は3億78百万円(前期比4.2%増)、経常利益は 5億35百万円(前期比8.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億96百万円(前期比65.2%減)となりました。

(2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、2億24百万円で、主に工場建物の改修及び生産効率向上の ための機械設備等の取得によるものです。

(3)資金調達の状況

当社は、2023年9月22日の東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場への上場に伴い、2023年9月21日に公募による自己株式の処分500.000株により、276.000千円の資金調達を行いました。

また、2023年10月25日にはオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当による自己株式の 処分263,000株により、145,176千円の資金調達を行いました。

(4)対処すべき課題

当社グループは、これまで印刷事業で培った強固な事業基盤と、多様性のある人財を最大限に活用し、当社製品やサービスへの品質保証責任と供給責任を果たすことが、社会的課題の解決に貢献し、企業価値の向上と持続的成長につながるものと考えております。

当社グループの使命は、パッケージングとコミュニケーションというフィールドでお客様の抱える課題解決のためのソリューションを提供することと認識しております。そのためには、「お客様の信頼第一」を行動の基本とし、『Good Communication, Good Partner』を実践して、以下の課題に取り組み、社会に選ばれる企業であり続けられるよう邁進してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

①販売戦略

お客様と共に成長する企業であり続けるには、祖業であるパッケージング分野を安定的に拡大させることが重要と考えております。パッケージング分野は、長年の実績により培ったノウハウを、独自の紙器構造設計技術に活かし、サステナビリティを意識した環境配慮型製品の開発に注力し、今後も営業部門・企画開発部門・製造部門の連携による高機能パッケージの開発と提案を推進してまいります。

印刷業界は、お客様ごと案件ごとに仕様やコンテンツが変わるオーダーメイド商品であるという特徴を持っており、いわば、当社グループの事業はコンテンツ制作と密接に結びついております。広告産業においては、印刷メディア広告からインターネット広告へ変化しておりますが、デジタルコンテンツ制作の需要は安定的に推移しております。印刷事業で培ったコンテンツ制作のノウハウをフルデジタルでのコンテンツ制作にも活かし、情報産業としての領域を拡大してまいります。

また、フルフィルメントサービスを拡大し、多くの業界そしてお客様の期待を具体化する形で展開をしております。 主力製品である印刷製品をはじめ、付帯する商品企画、物流、在庫管理、発送代行、購買管理等の業務を一貫して請け 負うサービスは、多くのお客様から厚い信頼をいただき、数多くの成果となっており、今後は、関東地区への拡大に 注力してまいります。

さらに、市場開発本部・企画制作本部・デジタル制作本部が、三位一体となって活動することにより、当社グループの 強みであるマーケティング解析、デジタルコンテンツ企画やクロスメディアソリューションの一環した提案力の強化に つながっております。お客様からの信頼を第一に考え、販売促進企画や商品企画等の高付加価値を提案することで、 お客様の販売拡大に寄与することを通じて、お客様との信頼関係を築いてまいります。

②低コスト生産体制の構築

当社グループが持続的な発展を行うためにも、価格競争力は重要な課題であると認識しております。原材料やエネルギー価格さらには人件費が高騰している中で、適正利益を確保するためには、基礎的な生産能力をしっかりと整備し、成長分野への人員増強と積極的な投資、適正な人員配置と省人化、合理化施策などにより、生産効率向上に取り組む必要があります。そのためには、外部とのネットワークを最大限に活用して、更なるデジタル化を進め、価格競争力の向上に取り組みます。

③サステナビリティ経営、人的資本経営の推進

基本理念に「価値ある人財へ」を定め、新分野・新技術へのチャレンジと、成長への自律的な努力に惜しみない協力と援助を行い、人を活かし、人を大切にできる心豊かな企業であり続けることが、持続的な発展につながると考えております。そのためには、社員の健康と安全を第一に考え、多様な価値観・個性を尊重し、働きがいのある職場環境の整備を進め、将来を見据えた全社員のレベルアップのため、人的資本への投資をさらに強化してまいります。

また、これまで134年に渡り培ってきたノウハウを活かし、環境に配慮したサステナブルな紙素材などと人にやさしい製品設計・開発により、「未来にやさしく環境を循環させるパッケージ」として、「ササエコ・パック」シリーズの開発と提供を進め、カーボンニュートラル社会の実現に向けた、カーボンフットプリントシステムの導入やGHG排出量の削減目標の設定に取り組んでまいります。

⁴DXの推進

当社グループは、4つの重点施策「企画・マーケティングの強化」「デジタルメディアの強化」「フルフィルメントサービスの強化」「海外生産体制の強化」を実現するため、業務のデジタル(DX)化、自働化による労働生産性の向上は、最重要課題と認識しております。

そのためには、ICTリテラシーを向上させるための社員教育を強化し、業務プロセス、製造プロセスのデジタライゼーションによるDXを推進するとともに、未来を見据えたAI活用に向けての研究開発をスタートさせ、お客様に新たな価値を提案してまいります。

(5)財産及び損益の状況の推移

区分	第72期 (2021年6月期)	第73期 (2022年6月期)	第74期 (2023年6月期)	第75期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売上高 (千円)	11,852,988	12,373,824	13,040,868	12,953,184
経常利益 (千円)	352,707	734,659	585,683	535,438
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	275,526	551,258	1,138,917	396,673
1株当たり当期純利益 (円)	55.14	110.32	227.92	71.28
総資産 (千円)	13,603,389	13,544,860	14,811,420	15,414,307
純資産 (千円)	6,424,142	6,956,406	8,203,472	9,465,018
1株当たり純資産額 (円)	1,285.60	1,392.11	1,641.67	1,643.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
 - 2. 当社では、第75期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しております。なお、第72期、第73期及び第74期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
 - 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に関わる主要な経営 指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社サンライト	10,000 千円	100.0 %	デザイン・企画
世徳印刷科技(無錫)有限公司	61,593 千元	100.0 %	印刷物製造·販売
PT.SASATOKU INDONESIA	700 千米ドル	100.0 %	印刷物販売
		(0.4)	

⁽注)1. 出資比率の()は間接所有割合を内書きしております。

(7)主要な事業内容(2024年6月30日現在)

種類	主要品目及び商品分野の特徴			
パッケージング分野	商品を包む・守る・魅せる	紙器・軟包装などのパッケージ、店頭什器・販促物、段ボールなどの輸送包装箱、各種パッケージの企画開発、構造設計、パッケージングに関わるフルフィルメントサービス等が主要品目です。		
コミュニケーション分野	情報を表現する・伝える・届ける	折込広告、パンフレット、ポスター、カレンダー、マニュアル、 CSRレポート、統合報告書、各種コーポレートツールなどの プリントメディア及びプリントメディアに関わるフルフィルメント サービス等が主要品目です。		
	顧客に伝える・繋がる・拡散する	Webサイト企画の構築・製作・運用、展示会やイベントで使用する動画コンテンツやサイン、その他ロゴ、キャラクターCG製作、コンテンツマネジメントサービスなどが主要品目です。		

^{2.} 世徳印刷科技(無錫)有限公司は、当社の連結子会社であった世徳印刷(無錫)有限公司を、2023年12月14日付で吸収合併いたしました。

(8)主要な営業所及び工場(2024年6月30日現在)

(6) 工文 6日末///文6 工物(2024年6) 136日北江/					
会 社 名	区 分	名 称	所 在 地		
		本社	愛知県豊明市		
		本社パッケージ工場	愛知県豊明市		
		本社商印工場	愛知県豊明市		
		本社グラビア工場	愛知県豊明市		
笹徳印刷株式会社	当社	軟包装工場	愛知県一宮市		
		関東工場	埼玉県本庄市		
		東京支社	東京都新宿区		
		横浜支社	神奈川県横浜市		
		関西営業所	大阪府大阪市		
株式会社サンライト	子会社	本社	愛知県豊明市		
世徳印刷科技(無錫)有限公司	子会社	本社·工場	中国江蘇省		
PT.SASATOKU INDONESIA	子会社	本社	インドネシアジャカルタ		

(9)従業員の状況(2024年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
418名	15名減

(注)上記従業員の状況には嘱託社員、パートタイマーを含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名	12名減	43.5歳	21.9年

(注)上記従業員の状況には嘱託社員、パートタイマーを含んでおりません。

(10)主要な借入先及び借入額(2024年6月30日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社十六銀行	185,027
株式会社三井住友銀行	120,000
株式会社愛知銀行	108,040
株式会社三菱UFJ銀行	105,000

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年9月22日に東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に株式を上場いたしました。

2.会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数

普通株式 24,740,000株

(注) 2023年7月14日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更を行い、発行可能株式総数は12,740,000株増加し、24,740,000株となっております。

(2)発行済株式総数

普通株式 6,185,000株(自己株式424,986株含む)

(3)株主数 2,380名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
王子マテリア株式会社	1,000	17.36
すぐるラボ株式会社	620	10.76
笹徳印刷グループ従業員持株会	352	6.11
国際紙パルプ商事株式会社	244	4.23
平松裕将	185	3.22
杉山卓繁	183	3.17
杉山昌樹	175	3.04
有限会社聡明	157	2.73
杉山翔太	112	1.95
杉山文香	105	1.83

⁽注)1. 持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

^{2.} 自己株式は、上記大株主から除外しております。

3.会社役員に関する事項

(1)取締役の氏名等(2024年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉山 卓繁	_
代表取締役社長	杉山 昌樹	社長執行役員 全社統括
取締役	岩元 隆久	専務執行役員 販売統括
取締役	伊藤 幸	常務執行役員 製造·海外統括
取締役	丹羽 尊士	執行役員 管理統括 管理本部長
取締役	友添 雅直	株式会社豊田自動織機 社外監査役 ホシザキ株式会社 社外取締役
取締役(常勤監査等委員)	朝比奈史朗	_
取締役(監査等委員)	柴田 和範	北辰税理士法人 CEO・パートナー VTホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	村瀬 桃子	ひのき綜合法律事務所 パートナー 株式会社コメ兵ホールディングス 社外取締役(監査等委員) 中部電力株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注)1. 友添雅直氏、柴田和範氏及び村瀬桃子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 柴田和範氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部 監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、朝比奈史朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 4. 当社は、友添雅直氏、柴田和範氏及び村瀬桃子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である友添雅直氏、柴田和範氏及び村瀬桃子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役(監査等委員を除く。)、監査等委員である取締役、 執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該 保険契約では、被保険者が会社の職務執行(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害 賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることになります。ただし、 被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が 認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る概要

当社の取締役(社外取締役を除く。)の報酬については、月例の「固定報酬」と退任時に支給する「退職慰労金」で構成されております。「固定報酬」は、役位、職責、当社の業績、他社水準等を総合的に勘案し決定しております。 退職慰労金につきましては「役員退職慰労金規程」に基づき、在職年数等を勘案し算定しております。なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から月例の「固定報酬」のみで構成されております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の支給基準につきましては、株主総会の決議により決定した報酬総額の限度額内において、指名報酬諮問委員会にて会社業績、業界水準等を総合的に勘案し審議し取締役会に答申、その答申を踏まえ取締役会で決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により決定した報酬総額の限度額内において、 監査等委員である取締役が協議し決定しております。

b. 取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2023年4月14日に開催された取締役会において、取締役個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

イ. 基本方針

当社の取締役の個々の報酬等の決定に際しては、取締役の役位、職責のほか、経済の動向といった外部

要因を踏まえ、業績を総合的に判断し適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役及び監査等委員である取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬と退任時に支給する退職 慰労金で構成され、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみを支給することと しております。

口. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、原則として月額の固定報酬とし、取締役の役位、職責と各取締役の担当別の 業務実績に当社の業績並びに人件費の動向や他社の役員報酬の水準等を、総合的に勘案して決定するものと しております。

退職慰労金については、退任時に支給するものとし、役員退職慰労金規程に基づき、在職年数等を勘案し、株主総会において承認可決後、取締役会において支給額及び方法等決定するものとしております。

ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき、代表取締役が、その具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬の額の評価配分としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会において会社業績、業界水準等を勘案・審議しております。なお、取締役会に答申された内容を踏まえ、上記の委任を受けた代表取締役が決定しております。上記のほか、退職慰労金の支給については、別途株主総会において承認を得るものとしております。

c. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬額は、2023年9月29日に開催された第74回定時株主総会において、年額200百万円以内(うち、社外取締役の報酬額は10百万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。

監査等委員である取締役の金銭報酬額は、2023年9月29日に開催された第74回定時株主総会において、 年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。 d. 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由及び取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定過程においては、指名報酬諮問委員会において当社の業績や業界水準等を勘案して妥当性を検討し取締役会に答申を行い、取締役会において決議していることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬額の決定は、取締役会の委任を受けた 代表取締役会長 杉山卓繁及び代表取締役社長 社長執行役員 杉山昌樹の両氏が、決定しております。これらの 権限を取締役会が委任した理由は、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役 が最も適しているからであります。

②取締役の報酬等の総額等

	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる	
役 員 区 分 総額	基本報酬	退職慰労引	業績連動	非金銭	役員の員数	
(千円)		当金繰入額	報酬等	報酬等	(人)	
取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) (うち社外取締役)	106,521 (3,000)	103,021 (3,000)	3,500 (—)	_ (—)	— (—)	6 (1)
取締役(監査等委員)	13,300	12,600	700	_	_	3
(うち社外取締役)	(6,300)	(6,300)	(—)	(—)	(—)	(2)

⁽注)報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。

(5)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役 友添 雅直

株式会社豊田自動織機 社外監査役及びホシザキ株式会社 社外取締役を兼職しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員) 柴田 和範

北辰税理士法人 CEO・パートナー及びVTホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)を兼職しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役(監査等委員) 村瀬 桃子

ひのき綜合法律事務所 パートナー、株式会社コメ兵ホールディングス 社外取締役(監査等委員)及び中部電力株式会社 社外取締役(監査等委員)を兼職しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	友添 雅直	100% (18回中18回出席)	_	長年にわたる企業経営者としての経歴を通じて培った 企業経営に関する豊富な経験とグローバルな見識を活かし、 取締役会において発言するとともに、監督機能を発揮しコーポ レート・ガバナンス強化に寄与しております。指名報酬諮問 委員会の委員として、取締役等の指名、報酬について審議し、 取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役(監査等委員)	柴田 和範	100% (18回中18回出席)	100% (17回中17回出席)	長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験を活かし、報告事項や決議事項及び監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ、公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言しております。指名報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	村瀬 桃子	100% (18回中18回出席)	100% (17回中17回出席)	長年にわたる弁護士としての豊富な経験、また、上場企業の 社外取締役の経歴を通じて培った経営の専門家としての 豊富な知識・知見に基づき、取締役会及び監査等委員会に おいて事業運営やリスク管理に幅広い発言を行っております。 指名報酬諮問委員会の委員として、取締役等の指名、報酬に ついて審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を 果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	報酬等の額(千円)
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、 実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の監査等委員会は、会計監査人における監査実績の分析・評価、監査計画の内容及び職務遂行状況、報酬見積の相当性等を聴取し、 検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 - 3. 当社の連結子会社である世徳印刷科技(無錫)有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3)非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、 監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、 解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5.会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社では「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて決議しております。なお、内部統制システムの基本方針は次のとおりであります。

- ①取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び従業員等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「基本理念」、「笹徳印刷 グループ行動規範」を制定し周知徹底する。
 - b. 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び従業員等に周知徹底する。
 - c. 取締役及び従業員等は「コンプライアンス規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守する。
 - d. 「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する取組みについて統括するとともに、社内でのコンプライアンスを周知徹底する。
 - e. コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「コンプライアンス・ホットライン利用規程」を制定し、社内及び社外の相談窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の相談者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう相談者等の保護義務を定める。
 - f. 監査等委員は「監査等委員会規程」に基づき、取締役会、その他重要な会議への出席を行うとともに、重要な 決議等の閲覧等により取締役の執行状況の監査を行う。
 - g. 社長直轄の内部監査担当者は「監査規程」に基づき内部監査を実施し、従業員等の職務の執行が適切に行われているか検証し、不備を発見したときは、規程に基づき報告する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - a. 「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、 取締役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
 - b. 不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「営業秘密管理規程」及び「個人情報保護規程」 を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
 - c. 各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社の危機回避及び危機が発生した場合の当社被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの 事前把握及びリスクマネジメント・システムを構築する。
- b. 「リスク・コンプライアンス委員会」を原則として年4回以上開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、 必要に応じてリスクへの対策を検討・実施する。
- c. 緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・ 実施等を行い、事態の早期解決に努める。
- d. 環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれの環境管理委員会、品質管理委員会、安全衛生 管理委員会において事前に対応策を検討、必要に応じて役員会で審議し、リスク管理に積極的に取り組む。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- b. 「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団に関する体制

- a. 当社及び子会社は、基本理念、「笹徳印刷グループ行動規範」、「コンプライアンス規程」、財務報告のための内部 統制基準等を共有する。
- b. 子会社の管理に関する事項については、「関係会社管理規程」に定め、子会社の業務を管理する。
- c. 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対し、必要に応じて報告書の提出を求める。
- d. 子会社に対する監査は、当社「監査等委員監査基準」及び「監査規程」に基づき、当社監査等委員及び内部監査 担当者がこれを実施する。
- e. 子会社には当社の取締役を派遣し、経営を把握し業務の適正化を監視する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき従業員等に関する事項

- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員等を求めた場合は、監査等委員会の意見、関係者の意見を十分 考慮して、適切な従業員等を配置する。
- b. 当該従業員等の人事評価・異動については、監査等委員会の意見を尊重した上で行い、当該従業員等の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。

⑦監査等委員会への報告に関する体制

- a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす 事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査等委員会に 報告する。
- b. 当社は、監査等委員会に報告を行った取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等に対し、監査等委員会に報告したことを理由とし不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等に周知徹底する。
- c. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行 状況を監査等委員会に報告する。
- d. 内部監査担当者は、監査等委員会に内部監査の実施状況、不備が発生する可能性がある事項並びに改善の進捗 状況などを随時報告する。
- ⑧監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、当該費用等が監査等委員会の職務執行に必要ないと認められる場合を除き、当該費用等を負担し、速やかに処理する。

- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制。
 - a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)との定期的な意見交換の実施や監査等委員と内部監査担当者との 連携が図れる環境の整備により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等との適切な意思疎通 及び監査業務の実効性を確保する。
 - b. 監査等委員は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- a. 当社及び子会社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを、役員及び従業員等に周知する。
- b. 「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを 持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、 内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な 是正を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備と その適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「基本理念」、「笹徳印刷グループ行動規範」、「取締役会規程」を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守しています。当社の取締役会は、毎月一回の定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行いました。取締役会の決定した業務執行については、「職務権限規程」、「業務分掌規程」により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努めております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」の定めるところに従い、適正に保存し管理しております。

また、従業員等については、「コンプライアンス規程」に従い、法令及び社会規範を遵守して業務活動を行っております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」、「品質管理委員会」、「環境管理委員会」、「BCP委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努めました。

③当社及び子会社から成る企業集団に関する体制

子会社の管理に関する事項については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務を管理し、経営内容を的確に把握するため、子会社に対し、必要に応じて報告書の提出を求め、実効性のある管理の実現に努めました。

④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、定期的に実施される監査等委員会で意見交換を行い会社 状況の把握に努めております。なお、監査等委員は、取締役会への出席、工場への往査、各部門に対するヒアリング、 内部監査部門および会計監査人との定期的な会合を行い、監査の実効性を高めております。

また、常勤監査等委員は、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する配当やその他の利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけております。そして、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した利益還元を継続して実施することを基本方針としております。

当事業年度の中間配当金につきましては、1株につき金8円の普通配当を実施いたしました。期末配当金につきましては、当事業年度の業績の状況及び経営環境等を勘案し、1株につき普通配当金10円と、2023年9月に新規上場をいたしましたことに伴い、株主の皆様に感謝を表すために1株につき上場記念配当金2円を加え金12円とし、2024年9月9日を支払開始日とさせていただきました。これにより、当事業年度の配当金は1株につき金20円となります。

内部留保資金につきましては、ますます加速する経営環境の変化に対応すべく、今後成長が見込まれる分野の 事業拡大に向けた設備投資や研究開発及び人財投資を中心に有効利用してまいりたいと考えております。

なお、当社は剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めており、中間配当と 期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

⁽注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表(2024年6月30日現在)

(単位:千円)

되 ㅁ	△ \$5	5 1 🗆	(羊瓜・川川
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
充動資産	6,191,462	流動負債	4,447,460
現金及び預金	1,742,918	支払手形及び買掛金	684,895
受取手形	160,452	電子記録債務	2,547,802
売掛金	1,954,381	短期借入金	300,000
電子記録債権	1,406,751	1年内返済予定の長期借入金	297,887
商品及び製品	452,927	リース債務	31,158
仕掛品	304,255	未払法人税等	108,152
原材料及び貯蔵品	102,131	契約負債	1,318
その他	67,643	賞与引当金	57,221
固定資産	9,222,845	その他	419,023
有形固定資産	5,152,211	固定負債	1,501,828
建物及び構築物	2,157,536	長期借入金	100,446
機械装置及び運搬具	337,261	リース債務	253,743
土地	2,241,831	繰延税金負債	769,398
リース資産	281,780	役員退職慰労引当金	103,827
建設仮勘定	102,635	資産除去債務	65,000
その他	31,165	その他	209,412
無形固定資産	42,865	負債合計	5,949,289
ソフトウエア	39,504	純資産の部	
その他	3,360	株主資本	7,210,868
投資その他の資産	4,027,767	資本金	309,250
投資有価証券	3,863,421	資本剰余金	206,750
繰延税金資産	12.359	利益剰余金	6,823,272
その他	151,986	自己株式	△128,404
		その他の包括利益累計額	2,254,149
		その他有価証券評価差額金	1,914,554
		為替換算調整勘定	339,594
		純資産合計	9,465,018
資産合計	15,414,307	負債·純資産合計	15,414,307

連結損益計算書(2023年7月1日から2024年6月30日まで)

科目	金	額
		12,953,184
売上原価		10,357,767
売上総利益		2,595,416
販売費及び一般管理費		2,216,776
営業利益		378,640
営業外収益		
受取利息	10,452	
受取配当金	88,569	
投資有価証券売却益	21,945	
受取賃貸料	13,762	
保険解約返戻金	99,730	
その他	4,695	239,154
営業外費用		
支払利息	17,638	
為替差損	32,069	
上場関連費用	25,489	
その他	7,159	82,356
経常利益		535,438
特別損失		
固定資産除却損	2,601	
投資有価証券評価損	711	3,312
税金等調整前当期純利益		532,126
法人税、住民税及び事業税	175,163	
法人税等調整額	△39,710	135,452
当期純利益		396,673
親会社株主に帰属する当期純利益		396,673

連結株主資本等変動計算書(2023年7月1日から2024年6月30日まで)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
2023年7月1日残高	309,250	16,000	6,497,664	△358,830	6,464,084			
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△71,065		△71,065			
親会社株主に帰属する当期純利益			396,673		396,673			
自己株式の処分		190,750		230,426	421,176			
株主資本以外の項目の連結会計年度中の								
変動額(純額)								
連結会計年度中の変動額合計	_	190,750	325,608	230,426	746,784			
2024年6月30日残高	309,250	206,750	6,823,272	△128,404	7,210,868			

	その			
	その他 有価証券評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益累計額 合計	純資産合計
2023年7月1日残高	1,525,124	214,263	1,739,388	8,203,472
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△71,065
親会社株主に帰属する当期純利益				396,673
自己株式の処分				421,176
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	389,430	125,331	514,761	514,761
連結会計年度中の変動額合計	389,430	125,331	514,761	1,261,546
2024年6月30日残高	1,914,554	339,594	2,254,149	9,465,018

⁽注)本連結計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表(2024年6月30日現在)

科目	金額	
資産の部		É
流動資産	4,544,026	沅
現金及び預金	398,011	
受取手形	160,452	
電子記録債権	1,406,751	
売掛金	1,781,815	
商品及び製品	398,261	
仕掛品	254,086	
原材料及び貯蔵品	88,733	
前払費用	37,376	
その他	18,536	
固定資産	9,142,703	
有形固定資産	4,486,332	
建物	1,833,308	
構築物	79,800	E
機械装置	208,609	
車両運搬具	0	
工具器具備品	20,146	
土地	2,241,831	
建設仮勘定	102,635	
無形固定資産	23,808	負
ソフトウエア	20,448	糸
その他	3,360	杉
投資その他の資産	4,632,562	
投資有価証券	3,863,421	
関係会社株式	159,943	
関係会社出資金	462.000	
長期前払費用	36	
出資金	10.247	
その他	136,913	
C-3/18	100,510	
		E ^s
		糸
資産合計	13,686,730	É

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,461,813
支払手形	81,816
電子記録債務	2,720,476
買掛金	535,561
短期借入金	300,000
1年内返済予定の長期借入金	297,887
未払金	143,505
未払費用	139,682
未払法人税等	96,620
契約負債	1,318
預り金	70,419
賞与引当金	46,900
その他	27,626
固定負債	1,244,726
長期借入金	100,446
役員退職慰労引当金	103,827
繰延税金負債	769,398
資産除去債務	65,000
その他	206,054
負債合計	5,706,540
純資産の部	
株主資本	6,065,635
資本金	309,250
資本剰余金	206,750
資本準備金	16,000
その他資本剰余金	190,750
利益剰余金	5,678,039
利益準備金	77,312
その他利益剰余金	5,600,726
圧縮積立金	95,771
特別償却準備金	36,537
別途積立金	3,280,000
繰越利益剰余金	2,188,417
自己株式	△128,404
評価・換算差額等	1,914,554
その他有価証券評価差額金	1,914,554
純資産合計	7,980,190
負債·純資産合計	13,686,730

損益計算書(2023年7月1日から2024年6月30日まで)

		(4-12-113)
科目	金	額
売上高		11,808,830
売上原価		9,564,850
売上総利益		2,243,980
販売費及び一般管理費		2,004,081
営業利益		239,898
営業外収益		
受取利息及び配当金	116,623	
投資有価証券売却益	21,945	
受取賃貸料	24,318	
保険解約返戻金	99,730	
その他	3,344	265,962
営業外費用		
支払利息	3,161	
上場関連費用	26,299	
その他	9,485	38,947
経常利益		466,913
特別損失		
固定資産除却損	2,510	
投資有価証券評価損	711	3,221
税引前当期純利益		463,692
法人税、住民税及び事業税	153,431	
法人税等調整額	△41,917	111,514
当期純利益		352,178

株主資本等変動計算書(2023年7月1日から2024年6月30日まで)

	株主資本											
		j	資本剰余金			利益剰余金				株主		
	200 1 0		その他	その他 資本		その他利益剰余金			利益		自己	
	資本金	資本 準備金	資末	剰余金合計	利益 準備金	圧縮 積立金	特別 償却 準備金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	剰余金合計	株式	資本 合計
2023年7月1日残高	309,250	16,000	-	16,000	77,312	96,142	49,357	3,280,000	1,894,113	5,396,926	△358,830	5,363,346
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△71,065	△71,065		△71,065
当期純利益									352,178	352,178		352,178
自己株式の処分			190,750	190,750							230,426	421,176
圧縮積立金の取崩						△370			370	_		_
特別償却準備金の取崩							△12,819		12,819	_		_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	190,750	190,750	-	△370	△12,819	_	294,303	281,112	230,426	702,288
2024年6月30日残高	309,250	16,000	190,750	206,750	77,312	95,771	36,537	3,280,000	2,188,417	5,678,039	△128,404	6,065,635

	評価•換		
	その他 有価証券 評価差額金	評価•換算 差額等合計	純資産 合計
2023年7月1日残高	1,525,124	1,525,124	6,888,470
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△71,065
当期純利益			352,178
自己株式の処分			421,176
圧縮積立金の取崩			_
特別償却準備金の取崩			_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	389,430	389,430	389,430
事業年度中の変動額合計	389,430	389,430	1,091,719
2024年6月30日残高	1,914,554	1,914,554	7,980,190

⁽注)本計算書類の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

笹徳印刷株式会社 取締役会 御中

監査法人東海会計社 愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 大島 幸一 業務執行社員 公認会計士 山本 哲平 業務執行社員 公認会計士 山本 哲平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、笹徳印刷株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、笹徳 印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な 点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たして いる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の

記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論 付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に 注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に 対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に 基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引 や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は 阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

笹徳印刷株式会社 取締役会 御中

監査法人東海会計社 愛知県名古屋市

代表社員 業務執行社員 代表社員 業務執行社員 公認会計士 山本 哲平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、笹徳印刷株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下[計算書類等]という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論 付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に 注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して 除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいて いるが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は 阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、 取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を 閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の 取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主 資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月27日

笹徳印刷株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 朝比奈 史朗 印

監査等委員 柴田 和範 印

監查等委員 村瀬 桃子 印

(注)監査等委員柴田和範及び村瀬桃子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



株主総会 会場ご案内図



笹徳印刷株式会社

〒470-1196 愛知県豊明市栄町大脇7番地 TEL.0562-97-1111 (代)







